新·海外旅行保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

ぞれ次の定義により	
用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異
	常所見をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地お
	よび時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保
	険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
競技等	競技、競争、興行(注1)または試運転(注2)をいいます。
	(注1) 競技、競争、興行
	いずれもそのための練習を含みます。
	(注2) 試運転
	性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
危険	損害等の発生の可能性をいいます。
公的医療保険制度	次の①から⑦までのいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいま
	す。
	① 健康保険法(大正11年法律第70号)
	② 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
	③ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
	④ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
	⑤ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
	⑥ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
	⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項または情
	報処理機器等の通信手段を媒介として保険契約を申込むための保険契約
	申込画面の入力事項とすることによって当会社が告知を求めたものをい
	い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
疾病	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、歯科疾病、妊娠、出産、早
	産および流産を除きます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共
	済金の額をいいます。
宿泊施設	宿泊することを主たる目的とする次の①から③までのいずれかの施設
	をいいます。
	① 企画旅行または手配旅行において手配された施設
	② ホテル、旅館またはこれに類する施設。なお、アパート等の主たる
	目的が賃貸の施設は含みません。
	③ 被保険者の渡航期間が保険証券記載の被保険者の住所の属する国
	を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合の①および
	②以外の施設
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷
	害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、
	吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(注)を含みます。

	(注) 中毒症状
	《任》中毎年40 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きま
	一種が10人、
乗 用具	7° 自動車等、モーターボート(注)、ゴーカート、スノーモービルその他こ
	れらに類するものをいいます。
	(注) モーターボート
	水上オートバイを含みます。
 書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
損害等	この普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	当会社が保険金を支払うべき損害、損失、傷害または疾病等をいいます。
 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険
[[[[]]]]]	契約または共済契約をいいます。
	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
通院	病院等に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただ
	し、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは
	含みません。
 入院	自宅等での治療が困難なため、病院等に入り、常に医師の管理下にお ・
V	いて治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同
	様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なら
	ない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
病院等	病院または診療所をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	治療費用保険金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。
保険事故	傷害の原因となった事故または疾病の発病をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいい
, -, , -, ,	ます。
目的地	被保険者が旅行行程中に訪れる保険証券記載の国または地域をいい、
	旅行行程中に複数の国または地域を訪れる場合はその複数の国または地
	域をいいます。
	ただし、被保険者が搭乗する航空機、船舶、車両等の交通機関による通
	過・乗り継ぎにより訪れる国または地域および第三者による不法な支配
	その他被保険者の責めに帰すことのできない事由により訪れる国または
	地域を除きます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰
	着するまでの旅行行程をいいます。
労働者災害補償制	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)等法令によって定めら
度	れた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。

第2章 補償条項

第2条(保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当した場合は、被保険者が治療等により生じた費用を負担したことによって被った損害に対して、この普通保険約款に従い保険

金を被保険者に支払います。

- ① 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故(注1)によって傷害を被り、その直接の結果として治療を要した場合
- ② 次のア.からウ.までのいずれかの疾病を直接の原因として責任期間終了後72時間を経過するまで(注2)に治療を開始した場合
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものにかぎります。
 - ウ. 責任期間中に感染した別表1に掲げる感染症
- (2) (1)の費用は、(1)①に該当した場合は事故の発生の日から、(1)②に該当した場合は治療を開始した日(注3)から、それぞれその日を含めて180日以内に要した費用(注4)にかぎります。
- (3)(1)②の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、 医師の診断によります。
- (4)(1)の規定にかかわらず、当会社は、次の①または②のいずれかに掲げる保険事故による 損害等に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険料領収前に生じた保険事故
 - ② 被保険者の旅行行程開始前または旅行行程終了後に生じた保険事故。ただし、(1)② の場合については、被保険者の責任期間開始前または責任期間終了後72時間を経過した後に生じた保険事故とします。
 - (注1) 急激かつ偶然な外来の事故 以下「事故」といいます。
 - (注2) 責任期間終了後72時間を経過するまで ウ. に掲げる疾病については責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過す るまでとします。
 - (注3) 治療を開始した日

合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注4) その日を含めて180日以内に要した費用

第5条(保険金の支払額)(1)①の費用については、被保険者がその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

- (1) 当会社は、次の①から⑫までのいずれかに該当する事由によって生じた傷害または発病した疾病に対しては、保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
 - ② 保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車 等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の歯科疾病
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害または疾病が、当会社が保険金を支払うべき傷害または疾病の治療によるものである場合は、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはその他これらに類似の事

変。ただし、テロ行為(注4)を除きます。

- ⑩ 核燃料物質(注5)もしくは核燃料物質(注5)によって汚染された物(注6)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ① ⑨もしくは⑩のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に 基づいて生じた事故
- ② ⑨以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注7)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注3) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注4) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと 連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注5) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注6) 核燃料物質(注5)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

(注7) 頸部症候群

いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次の①から③までのいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険契約者があらかじめこれらの行為に対応する当会社所定の保険料を支払っていない場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が乗用具を用いて競技等をしている間。ただし、③に該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等を行っている間については、保険金を支払います。
- ② 乗用具を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、③に該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ③ 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき保険金の額は、次の①から③までに掲げる金額とします。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故または発病に対して通常負担する金額相当額とし、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
 - ① 次のア. からセ. までに掲げる費用のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額ア. 医師の診察費、処置費および手術費
 - イ. 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
 - ウ. 義手および義足の修理費

- エ. X線検査費、諸検査費および手術室費
- オ. 職業看護師(注1)費。ただし、謝金および礼金は含みません。
- カ. 病院等へ入院した場合の入院費
- キ. 入院による治療を要する場合において、病院等が遠隔地にあることまたは病院等のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、宿泊施設の室内で治療を受けたときおよび医師の指示により宿泊施設で静養するときの宿泊施設の客室料
- ク. 入院による治療は要しない場合において、治療を受け、医師の指示により宿泊施設で 静養するときの宿泊施設の客室料。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保 険者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
- ケ. 救急措置として被保険者を病院等に移送するための緊急移送費。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。
- コ. 入院または通院のための交通費
- サ. 病院等に専門の医師がいないことまたはその病院等での治療が困難なことにより、他の病院等へ移転するための移転費(注2)。ただし、日本国内(注3)の病院等へ移転した場合は、被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
- シ. 治療のために必要な通訳雇入費
- ス. 第2条(保険金を支払う場合)の治療等による損害に対する保険金請求のために必要な医師の診断書の費用
- セ. 法令に基づき公的機関より、病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒のために要した費用
- ② 被保険者の入院により必要となった次のア. またはイ. に掲げる費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病(注4)について20万円を限度とします。
 - ア. 国際電話料等通信費
 - イ. 入院に必要な身の回り品購入費(注5)
- ③ 被保険者が治療を受け、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次のア.またはイ.のいずれかの費用のうち被保険者が現実に支出した金額。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
 - ア. 被保険者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費
 - イ.被保険者が直接帰国するための交通費および宿泊費(注6)
- (2)(1)の費用に対して次の①から③までのいずれかの給付等がある場合は、当会社が支払うべき保険金の額からその金額を差し引くものとします。
 - ① 公的医療保険制度または労働者災害補償制度を定める法令の規定により支払われた治療に対する給付
 - ② 被保険者が負担した費用について第三者により支払われた損害賠償金
 - ③ 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(注7)
- (3) 保険金の支払は、1事故に基づく傷害または1疾病(注4)について保険金額をもって限度とします。
- (4) (1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの 支払責任額の合計額が、(1)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金 として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 (1)の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (5)(4)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

- (6) 第2条(保険金を支払う場合)の規定にかかわらず、被保険者が当会社と提携する機関から(1)の①または③に掲げる費用の請求を受けた場合において、被保険者がその機関への保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、被保険者がその費用を支出したものとみなして(1)から(5)までの規定により算出した保険金をその機関に支払います。
- (7) (1)の規定にかかわらず、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の①または②のいずれかに該当し、その直接の結果として、日本国外においてカイロプラクティック (Chiropractic)、鍼 (Acupuncture) または灸 (Moxa cautery) の施術者(注8)による治療を要したことにより、被保険者が現実に支出した(1)の金額については、保険金を支払いません。

(注1) 職業看護師

日本国外において被保険者の治療に際し、医師が付添を必要と認めた場合の職務として付添を行う者を含みます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。

(注3) 日本国内

被保険者が日本国外に居住している場合は、その居住地とします。

(注4) 1疾病

合併症および続発症を含みます。

- (注5) 入院に必要な身の回り品購入費 5万円を限度とします。
- (注6) 交通費および宿泊費

日本国外に居住している被保険者が、その居住地の属する国へ直接帰国するための交通費および宿泊費を含みます。

(注7) その他の給付

(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等により支払われた保険金または共済金を除きます。

(注8) 施術者

治療を要した地の法令に定められた資格を持つ者または法令により治療を行うことを 許された者をいいます。

第6条(保険金額の削減)

(1) 当会社は、被保険者が別表2に掲げる運動等を行っている間に被った傷害に対し、保険契約者があらかじめこれらの運動等に対応する割増保険料(注1)を支払っていない場合は、次の割合により保険金額を削減します。

領収した保険料

保険期間を通じて別表 2 に掲げる 領収した保険料 + 運動等を行う場合に保険契約者 が支払うべき割増保険料(注1)

(2) 当会社は、被保険者が山岳登はん(注2)を行っている間に発病した高山病の治療を要した場合で、保険契約者があらかじめ割増保険料(注1)を支払っていないときは、次の割合により保険金額を削減します。

領収した保険料

保険期間を通じて山岳登はん(注2)

領収した保険料 + を行う場合に保険契約者が支払う べき割増保険料(注1)

(注1) 割增保険料

当会社所定の割増保険料をいいます。

(注2) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第7条(他の身体の障害または疾病の影響)

- (1)被保険者が傷害を被った時もしくは疾病を発病した時既に存在していた身体の障害もしく は疾病の影響により、または傷害を被った後もしくは疾病を発病した後に保険事故と関係な く発生した傷害もしくは疾病の影響により傷害または疾病が重大となった場合は、当会社 は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより傷害または疾病が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第8条(保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2)(1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)(1)の規定にかかわらず、被保険者の旅行行程の終了が保険期間の末日の午後12時までに 予定されているにもかかわらず次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場 合は、保険責任の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ、 72時間を限度として延長されるものとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関(注1)のうち運行時刻が 定められているものの遅延または欠航・運休
 - ② 交通機関(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能
 - ③ 被保険者が治療を受けたこと。
 - ④ 被保険者の旅券の盗難または紛失。ただし、被保険者が旅券の発給または渡航書の発給を受けた場合にかぎります。
 - ⑤ 被保険者の同行家族(注2)または同行予約者(注3)が入院したこと。
- (4) (3) の場合のほか、被保険者の旅行行程の終了が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず次の①から④までに掲げる事由のいずれかにより遅延した場合は、その時から被保険者が解放され正常な旅行行程につくことができる状態に復するまでに要する時間だけ保険責任の終期は延長されるものとします。ただし、旅行行程の終了した時または当初予定していなかった地に向けて出発した時(注4)のいずれか早い時までとします。
 - ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関(注1)または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束
 - ② 被保険者に対する公権力による拘束
 - ③ 被保険者が誘拐されたこと。
 - ④ 日本国外において、空港が閉鎖された結果、被保険者がその空港所在国を容易に出国できない状態になったこと。

(注1) 交通機関

航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(注2) 同行家族

被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくはその配偶者の同居の親族、または、被保険者もしくはその配偶者の別居の未婚の子をいいます。

(注3) 同行予約者

被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行しているものをいいます。

(注4) 当初予定していなかった目的地に向けて出発した時 最終目的地への移動のため必要、かつ、やむを得ない場合を除きます。

第9条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に 事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。
 - ①(2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき、書面等をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。
 - (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合 または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含 みます。

第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の①から③までのいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険 契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
 - ① 被保険者が責任期間中に従事する保険証券記載の職業または職務を変更すること。
 - ② 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就くこと。
 - ③ 保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめること。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後の適用保険料が変更前の適用保険料よりも高いときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用保険料の変更後の適用保険料に対する割合により、保険金額を削減します。
- (3)(2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべ

き者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注 1)があった時から5年を経過した場合は適用しません。

- (4)(2)の規定は、職業または職務の変更の事実(注1)に基づかずに発生した傷害については 適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 職業または職務の変更の事実

- (1)の変更の事実をいいます。
- (注2) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第11条(目的地の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が目的地を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、 遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による 通知をしなかった場合において、変更後の適用保険料が変更前の適用保険料よりも高いとき は、当会社は、目的地の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前 の適用保険料の変更後の適用保険料に対する割合により、保険金額を削減します。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による保険金額を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金額を削減して支払う旨の被保険者または保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または目的地の変更の事実(注1)があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、目的地の変更の事実(注1)に基づかずに発生した保険事故については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、目的地の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、目的地の変更の事実(注1)が生じた時から解除がなされた時までに生じた保険事故に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 目的地の変更の事実

(1)の変更の事実をいいます。

(注2) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締 結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第12条 (保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条 (保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、保険契約は無効とします。

第14条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第15条(保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当会社が保 険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険 契約を取り消すことができます。

第16条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第17条 (重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当会社にこの保険契約に基づく 保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注1)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注1)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注1)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注1)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注1)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ 傷害または疾病に対して一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に、他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
 - ⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア. からオ. までのいずれかに該当すること。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注1) 反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力 団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(注2) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2)の規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)②の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第18条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合は、保険契約者との別段の合意があるときを除き、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第19条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第20条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2)職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、適用保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用保険料と変更後の適用保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 目的地の変更の事実(注3)がある場合において、適用保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の適用保険料と変更後の適用保険料との差に基づき、目的地の変更の事実(注3)が生じた時以降の期間(注4)に対し計算した保険料を返還または請求します。
- (4) 当会社は、保険契約者が(1)から(3)までの規定による追加保険料の支払を怠った場合(注 5)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (5) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用保険料の変更後の適用保険料に対する割合により、保険金額を削減します。
- (7) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、目的地の変更の事実(注3)があった後に生じた保険事故に対しては、変更前の適用保険料の変更後の適用保険料に対する割合により、保険金額を削減します。
- (8) (1)から(3)までのほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面等をもって契約内容の変 更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を 変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計

算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。

(9)(8)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、保険金を支払います。

(注1) 職業または職務の変更の事実

第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注2) 職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間

第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注3) 目的地の変更の事実

第11条(目的地の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実をいいます。

(注4) 目的地の変更の事実(注3)が生じた時以降の期間

第11条(目的地の変更に関する通知義務)(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

(注5) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

第21条 (保険料の取扱い-無効の場合)

第13条(保険契約の無効)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第22条(保険料の取扱い-失効の場合)

第14条(保険契約の失効)の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未 経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条(保険料の取扱い一取消しの場合)

第15条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、保険料を返還しません。

第24条 (保険料の取扱い-解除の場合)

- (1) 第9条(告知義務)(2)、第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)(5)、第11条(目的地の変更に関する通知義務)(5)、第17条(重大事由による解除)(1)または第20条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(4)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対応する保険料および当会社所定の事務手数料相当額を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 第17条(重大事由による解除)(2)の規定により、当会社がこの保険契約(注)を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (4) 第18条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの保険契約(注)を解除した場合も、(2)と同様の方法で算出した保険料を返還します。

(注) 保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第25条(事故の通知)

(1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保

険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。

- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3) までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げな かった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

第26条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 第2条(1)②または③の場合は、被保険者が治療を要しなくなった時または治療を開始した日(注1)からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2)被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合(注2)は、保険金の請求書類(注3)のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容、損害の額、疾病または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次の①から③までのいずれかに該当する者がその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注4)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(注5)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(注4)または②以外の親族(注5)のうち3親等内の者
- (5)(4)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(3)の規定に 違反した場合または(2)から(4)までの書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類も しくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害 の額を差し引いて保険金を支払います。

合併症および続発症の場合はその原因となった疾病の治療を開始した日をいいます。

(注2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合 被保険者が当会社と提携する機関への保険金の支払を当会社に求める場合を含みます。

(注3) 保険金の請求書類

別表3に掲げる書類をいいます。なお、この保険契約に付帯される特約に基づく保険 金を請求する場合において、その特約で保険金の請求書類が規定されているときは、そ の書類をいいます。

(注4) 配偶者

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者にかぎります。

(注5) 親族

第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族にかぎります。

第27条 (保険金の支払時期)

- (1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
 - ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故または発病の原因、保険 事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または損害等の程度、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、 無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
 - ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注4) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による 診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3)(1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注1)請求完了日

被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(4)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 損害の額

保険価額を含みます。

- (注3) 次の①から⑤までに掲げる日数
 - ①から⑤までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注4) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注5) これに応じなかった場合 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第28条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当会社は、第25条(事故の通知)の通知または第26条(保険金の請求)の規定による請求 を受けた場合は、傷害および疾病の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し、当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第29条 (支払通貨および為替交換比率)

- (1) 当会社が保険金を支払うべき場合は、支払通貨(注)をもって行うものとします。
- (2) (1)の場合において、次の①または②のいずれかに該当するときは、保険金の支払額が確定した日の前日における保険金支払地の属する国の最有力為替銀行の交換比率により支払通貨(注)に換算します。ただし、保険金の支払額が確定した日の前日の交換比率と異なる交換比率により換算した通貨によって保険金支払の対象となる費用を支出していた旨の被保険者または保険金を受け取るべき者からの申出があり、かつ、その証明がなされた場合は、その交換比率により支払通貨(注)に換算することができます。
 - ① 保険証券において保険金額を表示している通貨と支払通貨(注)が異なる場合
 - ② 当会社が保険金を支払うべき場合において、被保険者が現実に支出した通貨と支払通貨 (注)が異なる場合
 - (注) 支払通貨

保険金支払地の属する国の通貨をいいます。

第30条 (時効)

保険金請求権は、第26条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 第5条 (保険金の支払額) (1)①から③までの費用が生じたことにより被保険者またはその法定相続人が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合 被保険者またはその法定相続人が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合

被保険者またはその法定相続人が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者またはその法定相続人が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または (2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手 に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第32条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2)(1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第33条 (保険契約者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される 普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第34条(被保険者が複数の場合の取扱い)

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの普通保険約款の規定を適用します。

第35条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第36条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第2条(保険金を支払う場合)(1)②ウ.の感染症

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症

別表2 第6条(保険金額の削減)(1)の運動等

山岳登はん(注1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(注2)操縦(注3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(注4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

(注1) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(注2) 航空機

グライダーおよび飛行船を除きます。

(注3) 操縦

職務として操縦する場合を除きます。

(注4) 超軽量動力機

モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

別表3 保険金請求書類

保険金を請求する場合は、下表の〇を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

保険金種類	傷害による治	疾病による治
提 出 書 類	療費用	療費用
1. 保険金請求書	0	0
2. 保険証券	0	0
3. 当会社の定める傷害または疾病の状況報告書	0	0
4. 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書	\circ	
5. 傷害の程度を証明する医師の診断書	\circ	
6. 責任期間中または責任期間終了後72時間以内に疾病を発病		
し、かつ、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始		\cap
したことおよび疾病の程度、疾病の原因の発生時期を証明する		
医師の診断書		
7. 責任期間中に別表1に掲げる感染症に感染し、かつ、その感		
染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を		\cap
含めて30日を経過するまでに治療を開始したことおよび感染		
症の程度を証明する医師の診断書		
8. 第5条(保険金の支払額)(1)の費用の支払を証明する領収		\cap
書または当会社と提携する機関からのその費用の請求書	U	O
9. 被保険者の印鑑証明書	0	0
10. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険		
金の請求を第三者に委任する場合)	O	O
11. その他当会社が第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必		
要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または		
証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等にお		
いて定めたもの		

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身
	体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障
	害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
傷害死亡・後遺障害	保険証券記載の傷害死亡・後遺障害保険金額をいいます。
保険金額	
保険事故	この特約においては、傷害の原因となった事故をいいます。
保険金	傷害死亡保険金または後遺障害保険金をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が責任期間中にその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条(傷害死亡保険金の支払)

- (1) 当会社は、被保険者が前条の傷害を被り、その直接の結果として、保険事故の発生の 日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額の全 額(注)を傷害死亡保険金として傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (2) 当会社は、この特約が付帯される保険契約に疾病死亡危険補償特約が付帯される場合は、同特約により疾病死亡保険金が支払われる死亡に対して、傷害死亡保険金を支払いません。
- (3) 第14条(傷害死亡保険金受取人の変更)(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 第14条(傷害死亡保険金受取人の変更)(9)の傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により傷害死亡保険金を傷害死亡保険金受取人に支払います。

(注) 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額

後遺障害保険金支払の原因となった傷害の直接の結果として、保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った後遺障害保険金を控除した残額とします。

第4条 (後遺障害保険金の支払)

(1) 当会社は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被り、その直接の結果として、 保険事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

傷害死亡·後遺障害保険 金額 × 別表1に掲げる各等級の後遺 障害に対する保険金支払割合

= 後遺障害保険金 の額

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が保険事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、保険事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相

当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の 後遺障害に該当したものとみなします。

- (4) 傷害の原因となった同一の事故により2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、後 遺障害保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
 - ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺 障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上ある ときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金 支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種 以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対す る保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割 合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合と
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険 金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が傷害を受けたことによって、同一部位について後遺 障害の程度を加重した場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額に、次の算式によって算出 した割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

別表1に掲げる加重後の後遺障害 に該当する等級に対する保険金支 - 後遺障害に該当する等級に = 払割合

別表1に掲げる既にあった 適用する割 合 対する保険金支払割合

(6)(1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害保険金の額は、保 険期間を通じ、傷害死亡・後遺障害保険金額をもって限度とします。

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)および同第4条 (保険金を支払わない場合-その2) に定める保険金を支払わない場合に該当したとき は、保険金を支払いません。ただし、同第3条(1)の②に定める保険金を受け取るべき 者の故意または重大な過失が、保険金の一部の受取人の故意または重大な過失である場 合は、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
- (2) 当会社は、脳疾患、疾病または心神喪失によって生じた傷害に対しては、保険金を支 払いません。

第6条 (死亡の推定)

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場 合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日 を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶 が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条(保険金を支払う場合) の傷害によって死亡したものと推定します。

第7条(保険契約の無効)

普通保険約款第13条(保険契約の無効)に定める事由のほか、保険契約者以外の者を 被保険者とする保険契約について、傷害死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被 保険者の同意を得なかったときは、この特約は無効とします。

(注) 傷害死亡保険金受取人を定める場合

被保険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第8条(被保険者による特約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この特約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または傷害死亡保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第17条(1)の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第17条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約 (注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。
- (3)(1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この 特約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証 する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの特約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) この特約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第9条(保険料の取扱い-無効の場合)

第7条(保険契約の無効)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第10条 (保険料の取扱い-解除の場合)

第8条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの特約(注)を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) この特約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第11条 (事故の诵知)

- (1)被保険者が傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に保険事故発生の日時、場所、保険事故の概要および傷害の程度を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実

を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第12条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
 - ① 傷害死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または保険事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、別表2に掲げる書類とします。

第13条 (代位)

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第14条 (傷害死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保 険者の法定相続人を傷害死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、傷害死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、傷害死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の傷害死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の傷害死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による傷害死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の傷害死亡保険金受取人に傷害死亡保険金を支払った場合は、その後に傷害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、傷害死亡保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8)(2)および(5)の規定により、傷害死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、疾病死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9) 傷害死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を傷害死亡保険金受取人とします。
- (10) 保険契約者は、後遺障害保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。
 - (注) 傷害死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人

法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の 法定相続人とします。

第15条(傷害死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、傷害死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、

代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の傷害死亡保険金受取人を代理するものとします。

(2)(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、傷害死亡保険 金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の傷害死亡保険金受取人に対して も効力を有するものとします。

第16条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第11条(目的地の変更に関する通知義務)、同第18条(被保険者による特約の解除請求)、同第20条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)および(7)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第17条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)の規定」
- ② 第6条(保険金額の削減)(1)の規定中「保険金額」とあるのは「保険金」
- ③ 第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(2)および(3)の規定中「保険金額」とあるのは「保険金」
- ④ 第20条 (保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(6)の規定中 「保険金額」とあるのは「保険金」
- ⑤ 第27条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ⑥ 第28条 (当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)(1)の規定中「第25条 (事故の通知)の規定」とあるのは「この特約第11条 (事故の通知)の規定」
- ⑦ 第30条(時効)の規定中「第26条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第12条(保険金の請求)(1)に定める時」

第18条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

別表1 後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払 割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの	100%
	 (2) 咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの	
	(3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介	
	護を要するもの	
	(4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要す	
	るもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
	(6) 両上肢の用を全廃したもの	
	(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	
英 0 ⁄ 7	(8) 両下肢の用を全廃したもの	000/
第2級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02	89%
	以下になったもの	
	(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	
	して	
	3 もの	
	(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの	
英 0 如	(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの (1) 1 明が世界	700/
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの	78%
	(2) 咀しゃくまたは言語の機能を廃したもの	
	(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労	
	務に服することができないもの (4) 短短切時間の機能に苦しい際宝な母し ぬ食労び間よ	
	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	
	(5) 両手の手指の全部を失ったもの (手指を失ったものと	
	は、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以	
笠 4 纽	上を失ったものをいいます。以下同様とします。) (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの	69%
第4級	*	09%
	(2) 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力を全く失ったもの	
	(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの	
	(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの(手指の用を廃した	
	ものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指	
	節関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関	
	節) に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様と します。)	
	(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	
第5級	(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの	59%
	(2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽	
	易な労務以外の労務に服することができないもの(2) 胸腹切臓界の機能に著しい陰害な母し、怯に軽見な党務	
	(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務	

	以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの	
	(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの	
	(6) 1上肢の用を全廃したもの	
	(7) 1下肢の用を全廃したもの	
	(8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものと	
	は、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの	50%
	(2) 値しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの	
	(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	
	(4) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離で	
	は普通の話声を解することができない程度になったもの	
	(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1 下間の3 大関節中の2関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったも	
	(8) 1子の3の子相または母相を含み4の子相を大りたものの	
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの	42%
37 1 //2	(2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解する	12 /0
	ことができない程度になったもの	
	(3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離で	
	は普通の話声を解することができない程度になったもの	
	(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以	
	外の労務に服することができないもの	
	(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務	
	に服することができないもの	
	(6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指	
	を失ったもの	
	(7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃し	
	たもの	
	(8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの	
	(9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの	
	(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの(足指の用を廃した	
	ものとは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指 は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節	
	は逐位捐即间関即以上を大つたものまたは中足捐即関即 もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関	
	節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様と	
	します。)	
	(12) 外貌に著しい醜状を残すもの	
	(13) 両側の睾丸を失ったもの	
第8級	(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02以下になったもの	34%
	(2) 脊柱に運動障害を残すもの	

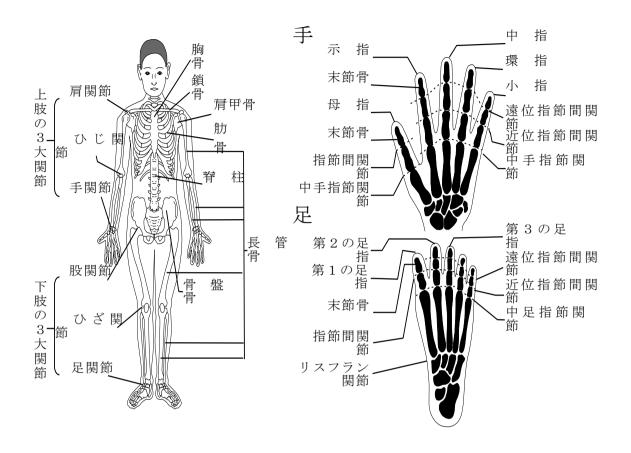
	(3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指	
	を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指	
	の用を廃したもの	
	(5) 1下肢を 5 cm以上短縮したもの	
	(6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの	
	(8)1上肢に偽関節を残すもの	
	(9)1下肢に偽関節を残すもの	
	(10)1足の足指の全部を失ったもの	
第9級	(1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの	26%
	(2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの	
	(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	
	(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの	
	(6) 望しゃくおよび言語の機能に障害を残すもの	
	(7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで	
	さか 1 耳の聴力が耳に接しなりれば入戸を解することがで きない程度になり、他耳の聴力が 1 m以上の距離では普通	
	の話声を解することが困難である程度になったもの	
	(9) 1耳の聴力を全く失ったもの	
	(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することが	
	できる労務が相当な程度に制限されるもの	
	(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労	
	務が相当な程度に制限されるもの	
	(12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの	
	(13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指	
	の用を廃したもの	
	(14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの	
	(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの	
	(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの	
佐ょり付	(17) 生殖器に著しい障害を残すもの (1) 1 明の様工知力が 0.1以下になったもの	000/
第10級	(1) 1 眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視な跳される	20%
	(2) 正面視で複視を残すもの	
	(3) 望しゃくまたは言語の機能に障害を残すもの	
	(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解する	
	ことが困難である程度になったもの	
	(6) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することがで きない程度になったもの	
	でない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したも	
	の	
	(8) 1下肢を 3 cm以上短縮したもの	
	(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの	
	(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残	

	すもの	
	(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残 すもの	
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの(3) 1 眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	15%
	(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	
	(7)脊柱に変形を残すもの	
	(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも の	
	(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程 度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの	10%
	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの	
	(5)鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を	
	残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	
	(9) 1 手の小指を失ったもの (10) 1 手の示指、中指または環指の用を廃したもの	
	(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の 足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失	
	ったもの	
	(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したも の	
	(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの	7 %
	(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの	
	(3) 正面視以外で複視を残すもの(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを 残すもの	
	(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	

/ 0
Ó

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表 2 保険金請求書類

保険金種類		
提出書類	傷害死亡	後遺障害
1. 保険金請求書	0	0
2. 保険証券	0	0
3. 当会社の定める傷害状況報告書	0	0
4. 公の機関(やむを得ない場合は、第三者)の事故証明書	0	0
5. 死亡診断書または死体検案書	0	
6.後遺障害または傷害の程度を証明する医師の診断書		0
7. 被保険者の印鑑証明書		0
8. 被保険者の戸籍謄本	0	
9. 傷害死亡保険金受取人(傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人)の印鑑証明書	0	
10. 法定相続人の戸籍謄本(傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合)		
11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(保険金の請求を第三者に委任する場合)		0
12. その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの	0	0

注 保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

疾病死亡危険補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

14.14.	*
用語	定義
保険金	疾病死亡保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者の疾病死亡をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が疾病によって死亡し、その死亡が次の①から③までのいずれかに該当した場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険証券記載の疾病死亡保険金額の全額を疾病死亡保険金として疾病死亡保険金受取人に支払います。
 - ① 責任期間中に死亡した場合
 - ② 次のア. またはイ. に掲げる疾病のいずれかを直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。
 - ア. 責任期間中に発病した疾病
 - イ. 責任期間終了後72時間以内に発病した疾病。ただし、その疾病の原因が責任期間中に発生したものにかぎります。
 - ③ 責任期間中に感染した普通保険約款別表1に掲げる感染症を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合
- (2) 当会社は、この特約が付帯される保険契約に傷害死亡・後遺障害保険金補償特約 (後遺障害等級表型)または傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害保険金支 払区分表型)が付帯される場合は、これらの特約により傷害死亡保険金が支払われる 死亡に対して、疾病死亡保険金を支払いません。
- (3) 第10条 (疾病死亡保険金受取人の変更) (1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が疾病死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により疾病死亡保険金を疾病死亡保険金受取人に支払います。
- (4) 第10条 (疾病死亡保険金受取人の変更) (9)の疾病死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により疾病死亡保険金を疾病死亡保険金受取人に支払います。
- (5)(1)の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)に定める保険金を支払わない場合に該当した場合は、疾病死亡保険金を支払いません。ただし、同第3条(1)の②に定める保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失が、疾病死亡保険金の一部の受取人の故意または重大な過失である場合は、疾病死亡保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。

第4条(保険契約の無効)

普通保険約款第13条(保険契約の無効)に定める事由のほか、保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、疾病死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったときは、この保険契約は無効とします。

(注) 疾病死亡保険金受取人を定める場合 被保険者の法定相続人を疾病死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第5条(被保険者による特約の解除請求)

- (1)被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの特約(注)を解除することを求めることができます。
 - ① この特約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
 - ② 保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者に、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)の①または②に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、普通保険約款第17条(1)の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合
 - ④ 普通保険約款第17条(1)の④に規定する事由が生じた場合
 - ⑤ ②から④までのほか、保険契約者または疾病死亡保険金を受け取るべき者が、② から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この特約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この特約 (注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- (2) 保険契約者は、被保険者から(1)に規定する解除請求があった場合は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除しなければなりません。
- (3) (1)の①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この特約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合にかぎります。
- (4)(3)の規定によりこの特約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。

(注) 特約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第6条(保険料の取扱い-無効の場合)

第4条(保険契約の無効)の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料の全額を返還します。

第7条(保険料の取扱い-解除の場合)

第5条(被保険者による特約の解除請求)(2)の規定により、保険契約者がこの特約(注)を解除した場合または同条(3)の規定により、被保険者がこの特約(注)を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対応する保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注) 特約

その被保険者に係る部分にかぎります。

第8条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が死亡した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑩までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 疾病死亡保険金受取人(注1)の印鑑証明書
 - ④ 死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 被保険者の戸籍謄本
 - ⑥ 法定相続人の戸籍謄本(注2)
 - ⑦ 死亡の原因となった疾病が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病したことおよびその疾病について、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開

始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことおよび疾病の原因の発生時期 を証明する医師の診断書(注3)

- ⑧ 死亡の原因となった感染症に責任期間中に感染したことを証明する医師の診断書
- ⑨ 疾病死亡保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注4)
- ⑩ その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1)疾病死亡保険金受取人

疾病死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人とします。

(注2) 法定相続人の戸籍謄本

疾病死亡保険金受取人を定めなかった場合とします。

(注3) 医師の診断書

第2条(保険金を支払う場合)(1)の②に該当した場合とします。

(注4) 印鑑証明書

疾病死亡保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条(代位)

当会社が疾病死亡保険金を支払った場合であっても、被保険者の法定相続人がその疾病死亡について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第10条 (疾病死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が疾病死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を疾病死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、疾病死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3)(2)の規定による疾病死亡保険金受取人の変更を行う場合は、保険契約者は、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当会社に到達した場合は、疾病死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の疾病死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の疾病死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって 行うことができます。
- (6)(5)の規定による疾病死亡保険金受取人の変更を行う場合は、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当会社に通知しなければ、その変更を当会社に対抗することができません。なお、その通知が当会社に到達する前に当会社が変更前の疾病死亡保険金受取人に疾病死亡保険金を支払った場合は、その後に疾病死亡保険金の請求を受けても、当会社は、疾病死亡保険金を支払いません。
- (7)(2)および(5)の規定により、疾病死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8)(2)および(5)の規定により、疾病死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人に変更する場合であっても、この保険契約に、被保険者の被った傷害または疾病に対し、 傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されていないときは、その変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。
- (9)疾病死亡保険金受取人が、被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した疾病死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を疾病死亡保険金受取人とします。

(注) 疾病死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の 法定相続人とします。

第11条 (疾病死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、疾病死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者 1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の疾病死亡保険金 受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、疾病死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の疾病死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。

第12条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同第11条(目的地の変更に関する通知義務)、同第18条(被保険者による保険契約の解除請求)、同第20条(保険料の取扱いー告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)、(3)、(6)および(7)、同第25条(事故の通知)(2)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第13条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)(1)の規定」
- ② 第6条(保険金額の削減)(2)の規定中「高山病の治療を要した」とあるのは「高山病により死亡した」、「保険金額」とあるのは「疾病死亡保険金」
- ③ 第25条(事故の通知)(1)の規定中「保険事故の発生の日」とあるのは「疾病によって死亡した日」、「保険事故発生の状況ならびに傷害の程度または発病の状況および経過」とあるのは「発病の状況および経過」
- ④ 第27条(保険金の支払時期)(1)の①の規定中「事故または発病の原因、事故発生または発病の状況、損害等発生の有無」とあるのは「保険事故の原因、保険事故の状況、保険事故発生の有無」、(1)の③の規定中「損害の額(注2)または損害等の程度、事故と損害等との関係、治療の経過および内容」とあるのは「発病と保険事故との関係」
- ⑤ 第27条(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ⑥ 第30条 (時効)の規定中「第26条 (保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条 (保険金の請求)(1)に定める時」

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

賠償責任補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
用語	定義
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払
	責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
賠償責任保険金額	保険証券記載の賠償責任保険金額をいいます。
保険金	賠償責任保険金をいいます。
保険事故	被保険者が他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失に
	ついて、法律上の損害賠償責任を負担する原因となった第2条(保
	険金を支払う場合)の事故をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは紛失について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い賠償責任保険金を支払います。
- (2) (1)の被保険者が責任無能力者の場合は、その者の親権者等(注)を被保険者とします。ただし、当会社が賠償責任保険金を支払うのは、その責任無能力者が責任期間中に生じた偶然な事故により他人に加えた身体の障害または財物の損壊もしくは紛失について、親権者等(注)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害にかぎります。

(注) 親権者等

親権者またはその他の法定の監督義務者をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合-その1)

当会社は、次の①から⑤までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、テロ行為(注2)を除きます。
- ③ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ ②もしくは③のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
- ⑤ ③以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他 の機関をいいます。

(注2) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第4条(保険金を支払わない場合-その2)

当会社は、被保険者が次の①から⑫までのいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② もっぱら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起 因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損 害賠償責任を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定に よって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者と同居する親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠 償責任
- ⑦ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊もしくは紛失について、その財物 について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任。ただし、次のア. からウ. までに掲げる損害を除きます。
 - ア. 被保険者が滞在する宿泊施設の客室(注2)に与えた損害
 - イ.被保険者が滞在する居住施設内の部屋(注3)に与えた損害。ただし、建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合は除きます。
 - ウ. 賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害
- ⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑩ 航空機、船舶(注4)、車両(注5)、銃器(注6)の所有、使用または管理に起因する 損害賠償責任
- ① 汚染物質(注7)の排出、流出、いっ出または漏出に起因する損害賠償責任。ただし、 汚染物質の排出、流出、いっ出または漏出が不測かつ突発的なものである場合を除 きます。
- ② 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任
 - (注1) 被保険者と同居する親族 旅行のために一時的に別居する親族を含みます。
 - (注2) 宿泊施設の客室 客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびル ームキーを含みます。
 - (注3) 部屋 部屋内の動産を含みます。
 - (注4) 船舶 原動力がもっぱら人力であるもの、ヨットおよび水上オートバイを除きます。
 - (注5) 車両

原動力がもっぱら人力であるもの、ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスノーモービルを除きます。

(注 6) 銃器 空気銃を除きます。

(注7) 汚染物質 固体状、液体状、気体状のもしくは熱を帯びた有害な物質または汚染の原 因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学製品、廃棄物(注8)等を含みます。

(注8) 廃棄物

再生利用のための物質を含みます。

第5条(支払保険金の範囲)

当会社が支払う賠償責任保険金の範囲は、次の①から⑤までに掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ② 保険事故が発生した場合において、被保険者が第7条(事故の発生)(1)の②に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用およびその他損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③ ②の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送その他緊急措置に要した費用および支出についてあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用
- ④ 損害賠償請求の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した 訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に要した費用
- ⑤ 第8条(当会社による解決)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用

第6条(保険金の支払額)

当会社が支払うべき賠償責任保険金の額は、次の①および②の金額の合計額とします。

- ① 1回の保険事故につき、損害賠償金が保険証券記載の免責金額を超過する場合は、 その超過した額。ただし、1回の保険事故につき、賠償責任保険金額を支払の限度 とします。
- ② 前条②から⑤までの費用については、その全額。ただし、同条④の費用は、1回の保険事故につき、同条①の損害賠償金の額が賠償責任保険金額を超える場合は、賠償責任保険金額の同条①の損害賠償金に対する割合によってこれを支払います。

第7条(事故の発生)

- (1) 保険事故により他人の身体の障害または財物の損壊もしくは紛失が発生したことを 知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑥までに掲げる事項を履行 しなければなりません。
 - ① 保険事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、保険事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に、また、損害賠償の請求を受けた場合は、その内容を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ② 被保険者が他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をとり、その他保険事故によって生じた損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ③ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送その他の緊急措置をとることを妨げません。
 - ④ 損害賠償の請求についての訴訟を提起する場合または提起された場合は、ただちに 当会社に通知すること。
 - ⑤ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑥ ①から⑤までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2)保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の①から⑥までに規定する義務

に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて賠償責任保険金を支払います。

- ① (1)の①、④、⑤または⑥の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った 損害の額
- ② (1)の②に違反した場合は、損害の発生または拡大の防止ができたと認められる額
- ③ (1)の③に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明 について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合 は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて賠償責任保険金を 支払います。
 - (注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事 実を含みます。

第8条(当会社による解決)

- (1) 当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で被害者からの損害賠償請求の解決に当たることができます。
- (2)(1)の場合は、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険事故が発生し、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑧までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 示談書その他これに代わるべき書類
 - ⑤ 損害を証明する書類
 - ⑥ 賠償責任保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑦ 損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑧ その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 印鑑証明書

賠償責任保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を賠償責任保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し 引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場

合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して賠償責任保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を賠償責任保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、賠償責任保険金が支払われていない損害の額を 差し引いた額
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。
 - (注) 損害賠償請求権その他の債権 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第12条 (先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。
- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、この保険契約の支払責任額を限度とし、賠償責任保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に賠償責任保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の①または④の規定により被保険者が当会社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第5条(支払保険金の範囲)の②から⑤までの費用に対する保険金請求権を 除きます。

第13条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金の支払額)まで、同第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同第11条(目的地の変更に関する通知義務)、同第20条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の

場合)(2)、(3)、(6)および(7)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)の規定」
- ② 第27条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第9条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ③ 第30条(時効)の規定中「第26条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第9条(保険金の請求)(1)に定める時」

第15条 (重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)の③ ア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 普通保険約款第17条(1)の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② 普通保険約款第17条(1)の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当する被保険者に生じた第5条(支払保険金の範囲)の①に規定する損害賠償金の損害

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

携行品損害補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

	、、いの方面の意外は、これにもいいのた我によりより。
用語	定義
携行	保険の対象が次の①から⑤までのいずれかの状態にあること
	をいいます。
	① 被保険者の身体に装着している状態
	② 被保険者の身体により移動または運搬されている状態
	③ 被保険者の身辺にあって移動を共にしている状態
	④ ①から③までに該当しない場合で、被保険者の一連の行動
	の過程において、被保険者の管理下にある状態
	⑤ 一時預かり等、③に該当しない場合で、一時的に他人に寄
	託されている状態(注)
	(注) 一時的に他人に寄託されている状態
	運搬、点検、調整、修理、加工、清掃等、保険の対象に対
	する作業または保険の対象の使用を目的として他人に寄託
	している間を除きます。
携行品損害保険金額	保険証券記載の携行品損害保険金額をいいます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券(注)、宿泊券、観光券およ
	び旅行券をいいます。
	(注) 乗車船券・航空券
	定期券は除きます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責任
	が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険金	携行品損害保険金をいいます。
保険事故	保険の対象の損害の原因となった第2条(保険金を支払う場
	合) の事故をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が責任期間中に生じた偶然な事故によって保険の対象について被った損害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い、携行品損害保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑭までのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、携行品損害保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② 携行品損害保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ③ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故ア.法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動 車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、テロ行為(注3)を除きます。
- ⑤ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- ⑥ ④もしくは⑤のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑧ 差し押え、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、次のア. またはイ.のいずれかに該当する場合は、携行品損害保険金を支払います。
 - ア. 火災消防または避難に必要な処置としてなされた場合
 - イ. 施錠された被保険者の手荷物が、空港等における安全確認検査等の目的でその錠を壊された場合
- ⑨ 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見しえなかった欠陥を除きます。
- ⑩ 保険の対象の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由また はねずみ食い、虫食い等
- ① 保険の対象のすり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害
- ② 保険の対象である液体の流出。ただし、その結果として他の保険の対象に生じた損害については、携行品損害保険金を支払います。
- ③ 保険の対象の置き忘れ(注6)または紛失
- ④ 偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故。ただし、これらによって発生した火災による損害を除きます。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注 5) 核燃料物質(注 4)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 置き忘れ

保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

第4条(保険の対象およびその範囲)

- (1) 保険の対象は、被保険者が旅行行程中に携行する次の①または②のいずれかに該当する身の回り品にかぎります。
 - ① 被保険者が所有する物
 - ② 旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物(注1)
- (2)(1)の身の回り品について、居住施設内(注2)にある間は、保険の対象に含まれません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、次の①から⑩までに掲げる物は、保険の対象に含まれません。
 - ① 通貨、小切手、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物。 ただし、乗車券等を除きます。
 - ② 預貯金証書(注3)、クレジットカード、運転免許証(注4)その他これらに類する物。 ただし、旅券を除きます。
 - ③ 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物
 - ④ 船舶(注5)、自動車、原動機付自転車およびこれらの付属品(注6)

- ⑤ 被保険者が普通保険約款別表 2 に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィンその他これらに準ずる運動を行うための用具
- ⑥ 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物
- ⑦ 動物、植物等の生物
- ⑧ 商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器等
- ⑨ データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
- ⑩ その他保険証券記載の物
 - (注1) その旅行のために他人から無償で借りた物

いかなる場合であっても、業務の目的で借りている物を除きます。

(注2) 居住施設内

宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、居住施設が一戸建住宅の場合は その住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。

(注3)預貯金証書

通帳およびキャッシュカードを含みます。

(注4) 運転免許証

自動車等の運転免許証を除きます。

(注5) 船舶

ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注6) 付属品

実際に定着(注7)または装備(注8)されているか否かを問わず、定着(注7)または装備(注8)することを前提に設計または製造された物をいいます。

(注7) 定着

ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取り外せない状態をいいます。

(注8) 装備

備品として備え付けられている状態をいいます。

第5条(損害額の決定)

- (1) 当会社が携行品損害保険金を支払うべき損害額は、保険価額によって定めます。
- (2) 保険の対象の損傷を修繕し得る場合においては、保険の対象を損害発生直前の状態に復するに必要な修繕費をもって損害額とし、格落損(注1)は損害額に含めません。
- (3) 保険の対象が1組または1対のものからなる場合において、その一部に損害が生じたときは、その損害がその保険の対象全体の価値に及ぼす影響を考慮し、(1)および(2)の規定によって損害額を決定します。
- (4) 第7条(損害の発生)(4)の費用を保険契約者または被保険者が負担した場合は、その費用および(1)から(3)までの規定によって計算された額の合計額を損害額とします。
- (5)(1)から(4)までの規定によって計算された損害額が、その損害の生じた保険の対象の保険価額を超える場合は、その保険価額をもって損害額とします。
- (6) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が乗車券等の場合においては、 その乗車券等の経路および等級の範囲内で、保険事故の後に被保険者が支出した費用 および保険契約者または被保険者が負担した第7条(損害の発生)(4)の費用の合計 額を損害額とします。
- (7) (1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が旅券の場合は、次の①または ②に掲げる費用を損害額とします。ただし、1回の保険事故について5万円を限度と します。
 - ① 旅券の再取得費用

保険事故の結果、旅券の発給申請を行う場合は、再取得に要した次のア.からウ. までに掲げる費用

ア. 保険事故の生じた地から旅券発給地(注2)へ赴く被保険者の交通費

- イ、領事官に納付した発給手数料および電信料(注3)
- ウ. 旅券発給地(注2)における被保険者の宿泊施設の客室料
- ② 渡航書の取得費用

保険事故の結果、旅券の発給申請に替えて渡航書の発給申請を行う場合は、取得に要した次のア.からウ.までに掲げる費用

- ア. 保険事故の生じた地から渡航書発給地(注4)へ赴く被保険者の交通費
- イ. 領事官に納付した発給手数料
- ウ. 渡航書発給地(注4)における被保険者の宿泊施設の客室料
- (8)(1)から(5)までの規定にかかわらず、保険の対象が自動車等の運転免許証の場合は、国または都道府県に納付した再発給手数料を損害額とします。
- (9) 保険の対象の1個、1組または1対について損害額が10万円を超える場合は、当会社は、そのものの損害額を10万円とみなします。ただし、保険の対象が乗車券等である場合において、保険の対象の損害額の合計が5万円を超えるときは、当会社は、そのものの損害額を5万円とみなします。
 - (注1) 格落損

価値の下落をいいます。

(注2) 旅券発給地 旅券の発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

(注3) 電信料

発給手数料と合わせて要した海外送金の際の電信料をいいます。

(注4) 渡航書発給地 渡航書の発給申請を行う最寄りの在外公館所在地をいいます。

第6条(保険金の支払額)

- (1) 当会社が支払うべき携行品損害保険金の額は、前条の損害額から、1回の保険事故 につき保険証券記載の免責金額を差し引いた残額とします。ただし、携行品損害保険 金額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (2) (1)のただし書の規定にかかわらず、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物の不着により保険の対象に被った損害に対して支払うべき携行品損害保険金は、保険証券記載の盗難等限度額または携行品損害保険金額のいずれか低い額をもって、保険期間中の支払の限度とします。
- (3) 携行品損害保険金支払の対象となる保険の対象が保険証券記載の物の場合は、その損害の全部または一部に対して、代品の交付をもって携行品損害保険金の支払に代えることができます。

第7条(損害の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したことを知った場合は、次の①から⑤までに掲げる事項を履行しなければなりません。
 - ① 損害の発生および拡大の防止につとめること。
 - ② 損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人がある場合は、その者の住所、氏名を、遅滞なく、当会社に通知すること。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ③ 他人に対して損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ④ 他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑤ ①から④までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(1)の①から⑤までの規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて携行品損害保険金を支払います。

- ① (1)の①に違反した場合は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
- ② (1)の②、④または⑤の規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ (1)の③に違反した場合は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額
- (3) 保険契約者、被保険者または携行品損害保険金を受け取るべき者が正当な理由がなく(1)の規定による通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて携行品損害保険金を支払います。
- (4) 当会社は、次の①または②に掲げる費用を支払います。
 - ① (1)の①の損害の発生または拡大の防止のために要した費用のうちで必要または有益であった費用
 - ② (1)の③に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - (注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事 実を含みます。

第8条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険事故が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑦までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 警察署またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ⑤ 保険の対象の損害の程度を証明する書類
 - ⑥ 携行品損害保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第27条 (保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたもの
 - (注) 印鑑証明書

携行品損害保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条 (被害物の調査)

保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、保険の対象および損害の調査と 関連して当会社が必要と認める事項を調査することができます。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、当会社は、次に定める額を携行品損害保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の損害額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合

は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条 (残存物の帰属)

当会社が携行品損害保険金を支払った場合は、保険の対象の残存物は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しないかぎり、被保険者の所有に属するものとします。

第12条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)の損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して携行品損害保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が損害の額の全額を携行品損害保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、携行品損害保険金が支払われていない損害の額 を差し引いた額
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および携行品損害保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金の支払額)まで、同第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同第20条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)および(6)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第14条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)の規定」
- ② 第11条 (目的地の変更に関する通知義務) (2)および(3)の規定中「保険金額」とあるのは「携行品損害保険金額」
- ③ 第27条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ④ 第30条(時効)の規定中「第26条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(1)に定める時」

第15条 (重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第17条 (重大事由による解除) (1) の③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより同条 (1) または (2) の規定による解除がなされた場合は、同条 (3) の規定は、同条 (1) の③ア. からウ. までまたはオ. のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

救援者費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

= 111111	て、八ツ川山の高水は、これでれの火の足我によりより。
用語	定義
救援者	被保険者の捜索(注1)、看護または事故処理を行うために現地へ赴
	く被保険者の親族(注2)をいいます。
	(注1) 捜索
	捜索、救助または移送をいいます。
	(注2) 親族
	これらの者の代理人を含みます。
救援者費用等保	保険証券記載の救援者費用等保険金額をいいます。
険金額	
現地	事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責
	任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	救援者費用等保険金をいいます。
保険事故	この特約においては、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)①
	から④までのいずれかに該当することをいいます。
	·

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が次の①から④までのいずれかに該当したことにより、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、救援者費用等保険金としてその費用の負担者に支払います。
 - ① 被保険者が死亡した場合で、次のア.からエ.までのいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、傷害の原因となった事故の発生の 日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
 - イ.疾病または歯科疾病、妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として、責任期間が終了した日からその 日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、 その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
 - ② 被保険者が入院した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として、継続して3日以上入院(注1)した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として、継続して3日以上入院(注1)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合にかぎります。
 - ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登はん(注3)中に遭難した場合
 - ④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- (2)(1)①または②の、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師の診断によります。
- (3)(1)③の山岳登はん(注3)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山予定期日の翌日午前0時以降48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の親族もしくはこれらに代わる者が次の①から③までに掲げるもののいずれかに対して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生

したものとみなします。

- ① 警察その他の公的機関
- ② サルベージ会社または航空会社
- ③ 漕難救助隊
- (4) (1)の規定にかかわらず、保険契約者等(注4)が当会社と提携する機関から次条①から⑥までに掲げる費用の請求を受けた場合において、保険契約者等(注4)がその機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求めたときは、当会社は、保険契約者等(注4)がその費用を(1)の費用として負担したものとみなして救援者費用等保険金をその機関に支払います。

(注1)継続して3日以上入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合にかぎります。

(注2)疾病

妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注3) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

(注4) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または被保険者の親族をいいます。

第3条(費用の範囲)

前条(1)の費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。

① 搜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動に従事した者からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

③ 宿泊施設の客室料

現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料をいい、救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被保険者の生死が判明した後または被保険者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。

④ 移送費用

死亡した被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被保険者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注2)をいいます。ただし、次のア.およびイ.に掲げる費用はこの費用の額から除きます。

ア. 被保険者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃

イ. 普通保険約款第5条(保険金の支払額)(1)①または③により支払われるべき費用

⑤ 遺体処理費用

死亡した被保険者の火葬費用、遺体防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、 100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等の葬儀費用等遺体の処 理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雑費

次に掲げる費用をいい、20万円を限度とします。ただし、普通保険約款第5条 (保険金の支払額)(1)②により支払われるべき費用は除きます。

- ア. 救援者の渡航手続費(注3)
- イ. 救援者または被保険者が現地において支出した交通費
- ウ. 被保険者の入院または救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費
- エ.ア.からウ.までに掲げるもののほか、ア.からウ.までの費用と同程度に 救援のために必要な費用

(注1) 捜索

捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。

(注3) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、次の①から⑨までのいずれかに該当する事由によって第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までのいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失。ただし、被保険者が第2条(1)①エ. に該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
 - ② 救援者費用等保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が救援者費用等保険金の一部の受取人である場合は、救援者費用等保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、被保険者が第2条(1)① エ. に該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
 - ④ 被保険者が次のア.からウ.までのいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格(注2)を持たないで自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①ア. に該当した場合は救援者費用等保険金を支払います。
 - イ. 道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で 自動車等を運転している間。ただし、第2条(1)①ア. に該当した場合は救援者費 用等保険金を支払います。
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができない おそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑥ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、テロ行為(注3)を除きます。
 - ⑦ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑥もしくは⑦のいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、被保険者が頸部症候群(注6)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものによって第2条(保険金

を支払う場合)(1)②に該当したことにより発生した費用に対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、救援者費用等保険金を支払いません。

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他 の機関をいいます。

(注2) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注3) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注4) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

- (注 5) 核燃料物質(注 4)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。
- (注6) 頸部症候群 いわゆる「むちうち症」をいいます。

第5条(救援者費用等保険金の支払)

当会社は、第3条(費用の範囲)の費用のうち、社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額(注)についてのみ救援者費用等保険金を支払います。ただし、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が第三者から損害の賠償として支払を受けることができた場合は、その支払を受けた金額に対しては、救援者費用等保険金を支払いません。

(注) 費用相当額

この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第6条(当会社の責任限度額)

当会社がこの保険契約に基づいて支払うべき救援者費用等保険金の額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額をもって限度とします。

第7条(事故の通知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内に次の①または②に掲げる事項を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面等による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
 - ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)①または②の場合は、保険事故発生の状況、傷害の程度または疾病の発病の状況および経過
 - ② 第2条(1)③または④の場合は、行方不明もしくは遭難または同条(1)③もしくは ④の事故発生の状況
- (2) (1) の場合において、保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者は、(1)および (2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または救援者費用等保険金を受け取るべき者が、正当な理由 がなく(1)、(2)または(3)の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会

社が被った損害の額を差し引いて救援者費用等保険金を支払います。

(注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事 実を含みます。

第8条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、保険契約者、被保険者 または被保険者の親族が費用を負担した時から発生し、これを行使することができる ものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類(注1)は、次の①から⑥までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 保険事故発生を証明する書類
 - ④ 救援者費用等保険金の支払を受けようとする第3条(費用の範囲)に掲げる費用の それぞれについて、その費用の支出明細書およびその支出を証明する書類または当会 社と提携する機関からのその費用の請求書
 - ⑤ 救援者費用等保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書 (注2)
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項 の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に 当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 保険金の請求書類

第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定により保険契約者、被保険者または被保険者の親族が当会社と提携する機関への救援者費用等保険金の支払を当会社に求める場合の書類を含みます。

(注2) 印鑑証明書

救援者費用等保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第9条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を救援者費用等保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差 し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第10条 (代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより保険契約者、被保険者または被保険者の親族が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して救援者費用等保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を救援者費用等保険金として支払った場合 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の全額

② ①以外の場合

保険契約者、被保険者または被保険者の親族が取得した債権の額から、救援者費用等保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額

- (2)(1)②の場合において、当会社に移転せずに保険契約者、被保険者または被保険者の親族が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および救援者費用等保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第11条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)から第5条(保険金の支払額)まで、同第11条(目的地の変更に関する通知義務)、同第20条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(3)および(7)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第12条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)の規定」
- ② 第6条(保険金額の削減)(1)の規定中「被った傷害に対し」とあるのは「この特約の保険事故により費用が発生した場合で」
- ③ 第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務)(2)の規定中「保険金額」とあるのは「救援者費用等保険金額」
- ④ 第10条(3)の規定中「保険金額」とあるのは「救援者費用等保険金額」
- ⑤ 第10条(4)の規定中「発生した傷害」とあるのは「発生した保険事故による費用」
- ⑥ 第27条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ⑦ 第30条(時効)の規定中「第26条(保険金の請求)(1)に定める時」とあるのは「この特約第8条(保険金の請求)(1)に定める時」

第13条 (重大事由による解除に関する特則)

当会社は、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(2)、(3)、(注2)および(注3)の規定を次のとおり読み替え、(4)の規定を追加してこの特約に適用します。

- (2) 当会社は、次の①または②のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 被保険者が、(1)③ア.からウ.までまたはオ.のいずれかに該当すること。
 - ② 保険金を受け取るべき者が、(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
- (3)(1)または(2)の規定による解除がこの特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までに掲げる場合のいずれかに該当した後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までにこの特約第2条(1)①から④までに掲げる場合のいずれかに該当したことにより発生した費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者等(注3)が(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)③ア.からオ.までのいずれにも該当しない保険契約者等(注3)に生じた費用については適用しません。

(注2) 保険契約

(2)①に該当する事由がある場合はその被保険者に係る部分、(2)②に該当する事由がある場合はその保険金を受け取るべき者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険契約者等

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者をいいます。

第14条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

J

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
寄託手荷物	被保険者が責任期間中に携行する身の回り品で、かつ、航空機の
	搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払責
	任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
保険金	寄託手荷物遅延等費用保険金をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった第2条(保険金を支払う
	場合)に規定する事由の発生をいいます。

第2条(保険金を支払う場合)

- (1) 当会社は、被保険者が乗客として搭乗する航空機(注)が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、寄託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において負担した費用を、この特約および普通保険約款の規定に従い、寄託手荷物遅延等費用保険金として被保険者に支払います。
- (2) 当会社が支払うべき(1)の寄託手荷物遅延等費用保険金の額は、1回の寄託手荷物の遅延について10万円またはこの保険契約に付帯される携行品損害補償特約の保険金額のいずれか低い額をもって限度とします。

(注) 航空機

定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機にかぎります。以下この特約において同様とします。

第3条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)

前条(1)の費用とは、被保険者が搭乗する航空機が予定していた目的地に到着してから96時間以内かつ旅行行程中に、被保険者が予定していた目的地において負担した、次の①から③までに掲げるものをいいます。ただし、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入または貸与を受けたことによる費用を除きます。

① 衣類購入費

寄託手荷物の中に、下着、寝間着等、被保険者が予定していた旅行行程において必要不可欠な衣類が含まれていた場合で、被保険者自身が旅行行程中に着用することを目的にこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

② 生活必需品購入費

寄託手荷物の中に、洗面用具、かみそり、くし等、被保険者が予定していた旅行行程において必要不可欠な生活必需品(注)が含まれていた場合で、被保険者自身が旅行行程中に使用することを目的にこれらの生活必需品(注)を購入し、または貸与を受けたときの費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

③ 身の回り品購入費

①および②において購入し、または貸与を受けた衣類や生活必需品(注)を持ち運ぶためのかばん等、被保険者が予定していた旅行行程において①および②以外にやむを得ず必要となった身の回り品を購入し、または貸与を受けた場合の費用をいい、他人への謝金および礼金は含みません。

(注) 生活必需品

①の衣類を除きます。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、寄託手荷物遅延等費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。 ただし、テロ行為(注2)を除きます。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、 爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他 の機関をいいます。

(注2) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物 原子核分裂生成物を含みます。

第5条(事故の通知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、保険事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその事由の発生および遅延等の状況を当会社に書面等により通知し、当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、 (1)および(2)のほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた 場合は、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて寄託手荷物遅延等費用保険金を支払います。
 - (注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事 実を含みます。

第6条(保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保 険金を支払う場合)(1)の費用を負担した時から発生し、これを行使することができ るものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑦までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の事故証明書
 - ⑤ 第3条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)の費用の支出を証明する領収書または精 算書
 - ⑥ 寄託手荷物遅延等費用保険金の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第27条 (保険金の支払時期) (1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 印鑑証明書

寄託手荷物遅延等費用保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第7条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が第3条(寄託手荷物遅延等費用の範囲)の費用の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 第3条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計 額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第8条(代位)

- (1) 第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用が生じたことにより被保険者が損害賠償 請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその費用に対して寄託手荷物 遅延等費用保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転 するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を寄託手荷物遅延等費用保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、寄託手荷物遅延等費用保険金が支払われていな い費用の額を差し引いた額
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および寄託手荷物遅延等費用保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第9条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、同第4条(保険金を支払わ

ない場合-その2)、同第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同第11条(目的地の変更に関する通知義務)、同第20条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)、(3)、(6)および(7)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第10条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第2条(保険金を支払う場合)の規定」
- ② 第27条(保険金の支払時期)(注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第6条(保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条(保険金の請求)(4)」
- ③ 第30条 (時効) の規定中「第26条 (保険金の請求) (1)に定める時」とあるのは「この特約第6条 (保険金の請求) (1)に定める時」

第11条(重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた費用については適用しません。

第12条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険 約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

航空機遅延費用等補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
交通費	宿泊施設への移動に要するタクシー代等の費用またはその航空
	機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。
出発機	乗継地から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空機をい
	います。
出発遅延等	搭乗する予定だった航空機について生じた出発予定時刻から6
	時間以上の出発遅延、航空機の欠航もしくは運休をいいます。
他の保険契約等	第2条(保険金を支払う場合)の全部または一部に対して支払
	責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
着陸地変更	予定されていた到着地とは別の地に着陸することをいいます。
搭乗不能	航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能をい
	います。
保険金	出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金および乗継遅延費用保険
	金をいいます。
保険事故	被保険者が費用を負担する原因となった第3条(出発遅延費用
	等)(1)または第5条(乗継遅延費用)(1)に規定する事由の発生
	をいいます。
旅行サービス	被保険者が目的地において提供を受けることを予定していた
	が、提供を受けることができなかった旅行サービスをいいます。
旅行サービス提供・	旅行サービスの提供または手配を行う機関をいいます。
手配機関	

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、被保険者が、責任期間中に次条または第5条(乗継遅延費用)に規定する損害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い、保険金を支払います。

第3条(出発遅延費用等)

- (1) 当会社は、被保険者が出発遅延等もしくは搭乗不能または被保険者が搭乗した航空機について生じた着陸地変更により、その航空機の出発予定時刻(注1)から6時間以内に代替となる他の航空機(注2)を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害に対し、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金を支払います。
- (2)(1)の出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金の支払は、1回の出発遅延等、搭乗不能または着陸地変更について2万円を限度とします。

(注1) 出発予定時刻

着陸地変更が生じた場合は着陸した時刻をいいます。

(注2) 代替となる他の航空機

着陸地変更した場合は、その航空機を含みます。以下この特約において同様とします。

第4条 (出発遅延費用等の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次の①または②に掲げるものをいいます。
 - ① 出発地(注)において、その航空機の代替となる他の航空機が利用可能となるまで の間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費および国際電話料等

通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。

- ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、 旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから 支払うことを要する費用
- (2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

(注) 出発地

着陸地変更の場合の着陸した地を含みます。

第5条(乗継遅延費用)

- (1) 当会社は、被保険者が到着機(注1)の遅延(注2)によって、出発機に搭乗することができず、到着機(注1)の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できない場合に、被保険者が費用を負担することによって被った損害を、乗継遅延費用保険金として被保険者に支払います。
- (2)(1)の乗継遅延費用保険金の支払は、1回の到着機(注1)の遅延(注2)について2 万円を限度とします。
- (3) (2)の「1回の到着機(注1)の遅延(注2)」とは、同一の原因に起因して生じた一連の到着機(注1)の遅延をいいます。

(注1) 到着機

航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機 をいいます。

(注2) 到着機(注1)の遅延

被保険者が搭乗する予定であった航空機の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗 不能または被保険者が搭乗した航空機の着陸地変更により、結果的に乗継地への 到着が遅延した場合を含みます。

第6条 (乗継遅延費用の範囲)

- (1) 前条(1)の費用とは、次の①または②に掲げるものをいいます。
 - ① 乗継地において、出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した宿泊施設の客室料、食事代、交通費および国際電話料等通信費。ただし、被保険者が払戻しを受けた金額、被保険者が負担することを予定していた金額、または②により支払われるべき金額はこの費用の額から控除します。
 - ② 旅行サービスについて、取消料、違約料、旅行業務取扱料その他の名目において、 旅行サービス提供・手配機関との契約上払戻しを受けられない費用またはこれから 支払うことを要する費用
- (2) (1)の費用とは、社会通念上妥当な費用であり、かつ、同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった費用を除きます。

第7条(保険金を支払わない場合)

当会社は、次の①から⑦までのいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 保険金を受け取るべき者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変。ただし、テロ行為(注2)を除きます。
- ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ⑤ 核燃料物質(注3)もしくは核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑥ ③から⑤までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の 混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機 関をいいます。

(注2) テロ行為

政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質(注3)によって汚染された物原子核分裂生成物を含みます。

第8条(事故の通知)

- (1)保険事故が発生した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その事故の発生の日からその日を含めて30日以内にその保険事故の発生および遅延等の状況を当会社に書面等により通知し、当会社が説明を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2)(1)の場合において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、他の保険契約等に関する事実の有無および内容(注)について、遅滞なく当会社に通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、(1)および(2)のほか、 当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これ を提出し、また当会社が行う損害の調査に協力しなければなりません。
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)から(3)までの規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
 - (注)他の保険契約等に関する事実の有無および内容 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事 実を含みます。

第9条 (保険金の請求)

- (1) この特約にかかる保険金の当会社に対する保険金請求権は、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の損害を被った時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) この特約にかかる保険金の請求書類は、次の①から⑦までに掲げる書類とします。
 - ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 当会社の定める事故状況報告書
 - ④ 航空会社またはこれに代わるべき第三者の遅延証明書
 - ⑤ 第4条(出発遅延費用等の範囲)または第6条(乗継遅延費用の範囲)の費用の 支出を証明する領収書または精算書
 - ⑥ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書(注)
 - ⑦ その他当会社が普通保険約款第27条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の

際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注) 印鑑証明書

保険金の請求を第三者に委任する場合とします。

第10条(他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

- (1) 第3条(出発遅延費用等)(1)または第5条(乗継遅延費用)(1)の費用に対して 保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額の合 計額が第4条(出発遅延費用等の範囲)または第6条(乗継遅延費用の範囲)の費用 の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。
 - ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 第4条または第6条の費用の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2)(1)の費用の額は、第4条(出発遅延費用等の範囲)または第6条(乗継遅延費用の範囲)に規定する費用の額から、次条に規定する給付等の額を控除した額をいい、 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第11条(他の給付等がある場合)

当会社が保険金を支払うべきこの特約に規定する損害または費用について、次の①または②のいずれかの給付等がある場合はその額を、被保険者が負担した費用から差し引くものとします。

- ① 被保険者が負担した費用について第三者より支払われた損害賠償金
- ② 被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付(注)

(注) その他の給付

他の保険契約等により支払われた保険金を除きます。

第12条 (代位)

- (1) 第3条(出発遅延費用等)(1)または第5条(乗継遅延費用)(1)の費用が生じた ことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社 がその費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただ し、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。
 - ① 当会社が費用の全額を保険金として支払った場合 被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない費用の額を差し引いた額
- (2)(1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、 当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者、被保険者および保険金を受け取るべき者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。このために必要な費用は、当会社の負担とします。

第13条 (普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第3条(保険金を支払わない場合-その1)、同第4条(保険金を支払わない場合-その2)、同第10条(職業または職務の変更に関する通知義務)、同第11条(目

的地の変更に関する通知義務)、同第20条(保険料の取扱い-告知義務・通知義務に伴う変更等の場合)(2)、(3)、(6)および(7)、同第25条(事故の通知)ならびに同第31条(代位)の規定は適用しません。

第14条 (普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定中「(1)の規定」とあるのは「この特約 第3条(出発遅延費用等)および第5条(乗継遅延費用)の規定」
- ② 第27条 (保険金の支払時期) (注1)の規定中「前条(2)および(4)」とあるのは「この特約第9条 (保険金の請求)(2)および普通保険約款第26条 (保険金の請求)(4)」
- ③ 第30条 (時効) の規定中「第26条 (保険金の請求) (1) に定める時」とあるのは「この特約第9条 (保険金の請求) (1) に定める時」

第15条 (重大事由による解除に関する特則)

保険契約者または被保険者が普通保険約款第17条(重大事由による解除)(1)の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより同条(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、同条(3)の規定は、同条(1)の③ア.からウ.までまたはオ.のいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第16条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

家族旅行特約

第1章 用語の定義条項

第1条 (用語の定義)

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
家族	第2章総則第1条(被保険者の範囲)①から④までのいずれかに該当する
	者をいいます。
本人	保険証券の本人欄に記載の者をいいます。

(2) 第8章救援者費用等補償特約が付帯される場合の取扱いにおいて、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
救援者	被災者(注1)の捜索(注2)、看護または事故処理を行うために現地へ赴く
	被保険者の親族(注3)をいいます。
	(注1) 被災者
	救援者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)②に該当す
	る場合は、継続して3日以上入院した者にかぎります。
	(注2) 捜索
	捜索、救助または移送をいいます。
	(注3)親族
	これらの者の代理人を含みます。ただし、付添者を除きます。
現地	事故発生地、被災者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。
付添者	被災者以外の被保険者をいいます。
被災者	救援者費用等補償特約第2条(保険金を支払う場合)(1)①から④までの
	いずれかに該当した被保険者をいいます。

第2章 総則

第1条(被保険者の範囲)

この特約により、普通保険約款およびこれに付帯される特約における被保険者は、普通保険約款第1条(用語の定義)の表の被保険者の規定にかかわらず、保険証券記載の次の①から④までのいずれかに該当する者とします。

- ① 本人
- ② 本人の配偶者(注)
- ③ 本人またはその配偶者(注)の同居の親族
- ④ 本人またはその配偶者(注)の別居の未婚の子

(注) 配偶者

本人と婚姻の届出を予定している者を含みます。

第3章 治療費用補償条項

第1条(治療費用保険金額の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、その傷害または

発病した疾病に対し、次の割合により、治療費用保険金額(注)を削減して、支払います。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合 の保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が普通保険約款第6条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条の規定を適用した後の治療費用保険金額(注)に対して適用します。
 - (注) 治療費用保険金額 保険証券記載の治療費用保険金額をいいます。
 - 第4章 傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害等級表型) および 傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害保険金支払区分表型) が付帯される場合の取扱い
- 第1条(傷害死亡保険金および後遺障害保険金の削減)
- (1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、次の割合により、傷害死亡保険金および後遺障害保険金を削減して、支払います。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害等級表型)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害等級表型)の規定を適用した後の傷害死亡保険金または後遺障害保険金に対して適用します。
- (3)(1)の規定が傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害保険金支払区分表型)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害保険金支払区分表型)の規定を適用した後の傷害死亡保険金または後遺障害保険金に対して適用します。

第5章 疾病死亡危険補償特約が付帯される場合の取扱い

- 第1条 (疾病死亡保険金の削減)
- (1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、次の割合により、疾病死亡保険金を削減して、支払います。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合 の保険契約者が支払うべき保険料

(2)(1)の規定が疾病死亡危険補償特約の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は疾病死亡危険補償特約の規定を適用した後の疾病死亡保険金に対して適用します。

第6章 賠償責任補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

賠償責任補償特約の規定は、同特約第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第2条 (賠償責任補償特約の読み替え)

この特約については、賠償責任補償特約第4条(保険金を支払わない場合-その2) ⑥の規定を次のとおり読み替えて適用します。

⑥ この特約第2章総則第1条(被保険者の範囲)に定める者、これらの者と同居する 親族(注1)および旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

第7章 携行品損害補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

携行品損害補償特約の規定は、同特約第6条(保険金の支払額)の規定を除き、それ ぞれの被保険者ごとに適用します。

第8章 救援者費用等補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

救援者費用等補償特約の規定は、同特約第6条(当会社の責任限度額)、同特約第12条 (普通保険約款の読み替え)②の規定により読み替えられた普通保険約款第6条(保険 金額の削減)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第2条(救援者費用等補償特約の読み替え)

この特約については、救援者費用等補償特約を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第2条(保険金を支払う場合)(1)②を次のとおり読み替えます。
 - ② 被保険者が入院した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注1)した場合。ただし、次条②ア.、③ア.、④、⑤および⑥ア. の費用を支払うのは、継続して3日以上入院した場合にかぎります。
 - イ. 責任期間中に発病し、かつ、治療を開始した疾病(注2)を直接の原因として 入院(注1)した場合。ただし、次条②ア.、③ア.、④、⑤および⑥ア. の費用 を支払うのは、継続して3日以上入院した場合にかぎります。
- ② 第3条(費用の範囲)を次のとおり読み替えます。

第3条(費用の範囲)

Γ

前条(1)の費用とは、次の①から⑥までに掲げるものをいいます。ただし、次の①から⑥までに掲げる費用のうち、普通保険約款第5条(保険金の支払額)(1)により支払われる費用がある場合は、その額を控除します。

① 搜索救助費用

遭難した被保険者を捜索(注1)する活動に要した費用のうち、これらの活動 に従事した者の中からの請求に基づいて支払った費用をいいます。

② 航空運賃等交通費

航空運賃等交通費とは、次のア. またはイ. に掲げるものをいいます。

- ア. 救援者の現地までの船舶、航空機等の往復運賃をいい、被災者1名につき 救援者3名分を限度とします。ただし、前条(1)④の場合において、被災者 の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が 終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- イ. 前条 (1)①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程 を離脱した場合において、付添者が当初の旅行行程に復帰するためまたは直 接帰国(注2)するために、被保険者が現実に支出した付添者の船舶、航空機 等の運賃をいいます。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額ま たは被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から 控除します。

③ 宿泊施設の客室料

宿泊施設の客室料とは、次のア. またはイ. のいずれかに掲げるものをいいます。

- ア. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料をいい、被災者1名につき救援者3名分を限度とし、かつ、救援者1名につき14日分を限度とします。ただし、前条(1)の④の場合において、被災者の生死が判明した後または被災者の緊急な捜索(注1)もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は除きます。
- イ. 前条(1)①から④までのいずれかに該当したことにより、当初の旅行行程を離脱した場合において、付添者が捜索(注1)、看護または事故処理を行うために、被保険者が現実に支出した付添者の当初の旅行行程に復帰するまでまたは直接帰国(注2)するまでの宿泊施設の客室料をいい、14日分を限度とします。ただし、これにより被保険者が払戻しを受けた金額または被保険者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。

④ 移送費用

死亡した被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所に移送するために要した遺体輸送費用または治療を継続中の被災者を現地から保険証券記載の被保険者の住所もしくはその住所の属する国の病院もしくは診療所へ移転するために要した移転費(注3)をいいます。ただし、被災者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被災者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。

⑤ 遺体処理費用

死亡した被災者の火葬費用、遺体の防腐処理費用等の遺体の処理費用をいい、 被災者1名につき100万円を限度とします。なお、花代、読経代および式場費等 の葬儀費用等遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。

⑥ 諸雜費

諸雑費とは、次のア. またはイ. のいずれかに掲げるものをいい、合計して、 40万円を限度とします。

- ア. 救援者の渡航手続費(注4)ならびに救援者が現地において支出した交通費、 被災者の入院または救援に必要な身の回り品購入費、国際電話料等通信費お よびこれらの費用と同程度に救援のために必要な費用
- イ.被保険者が現地において支出した交通費、被災者の入院または救援に必要な身の回り品購入費、国際電話料等通信費およびこれらの費用と同程度に救援のために必要な費用

(注1) 捜索

捜索、救助または移送をいいます。

(注2) 直接帰国

最終目的地への到着をいいます。

(注3) 移転費

治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合は、その費用を含みます。ただし、貸切航空便による運送を含む不定期航空 運送のチャーター料金は、治療上の必要により定期航空運送による移 送が困難であると医師が認めた場合にかぎり費用の範囲に含めます。

(注4) 渡航手続費

旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。

第9章 旅行変更費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

旅行変更費用補償特約の規定は、同特約第7条(当会社の責任限度額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第10章 治療・救援費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(治療・救援費用保険金額の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、次の割合により、治療・ 救援費用保険金額(注)を削減して、支払います。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

- (2) (1)の規定が治療・救援費用補償特約第3条(保険金額の削減)の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同条を適用した後の治療・救援費用保険金額(注)に対して適用します。
 - (注)治療・救援費用保険金額 保険証券記載の治療・救援費用保険金額をいいます。

第11章 入院一時金支払特約が付帯される場合の取扱い

第1条(入院一時金の削減)

(1) 当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、次の割合により、 入院一時金(注)を削減します。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合 の保険契約者が支払うべき保険料

- (2)(1)の規定が入院一時金支払特約の規定と重複して適用される場合は、(1)の規定は同特約を適用した後の入院一時金(注)に対して適用します。
 - (注) 入院一時金

保険証券記載の入院一時金をいいます。

J

第12章 航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約の規定は、同特約第2条(保険金を支払う場合) (2)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第13章 航空機遅延費用等補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金および乗継遅延費用保険金の削減)

当会社は、保険契約締結時に、被保険者が家族でなかった場合は、次の割合により、出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金および乗継遅延費用保険金を削減して、支払います。

領収した保険料

家族旅行特約を付帯しない場合の保険契約者が支払うべき保険料

第14章 クルーズ旅行取消費用補償特約が付帯される場合の取扱い

第1条(個別適用)

クルーズ旅行取消費用補償特約の規定は、同特約第6条(当会社の責任限度額)の規定を除き、それぞれの被保険者ごとに適用します。

第15章 基本条項

第1条 (保険期間の延長)

- (1)被保険者の旅行行程の終了が保険期間の末日の午後12時までに予定されているにもかかわらず、次の①から④までのいずれかに該当したことにより遅延した場合は、保険期間の終期は、その事由により到着が通常遅延すると認められる期間で、かつ、7日間を限度として延長されるものとします。
 - ① 被保険者が死亡した場合で、次のア.からエ.までのいずれかに該当したとき ア.責任期間中に被った傷害を直接の原因として事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡した場合。
 - イ.疾病または歯科疾病、妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡した場合。
 - ウ. 責任期間中に発病した疾病を直接の原因として責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡した場合。ただし、責任期間中に治療を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。
 - エ. 責任期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。
 - ② 被保険者が入院した場合で、次のア. またはイ. のいずれかに該当したとき。
 - ア. 責任期間中に被った傷害を直接の原因として入院(注1)した場合
 - イ. 責任期間中に発病した疾病(注2)を直接の原因として入院(注1)した場合。ただし、責任期間中に治療を開始していた場合にかぎります。
 - ③ 責任期間中に被保険者が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合 もしくは遭難した場合または被保険者が山岳登はん(注3)中に遭難した場合。なお、 山岳登はん(注3)中の被保険者の遭難が明らかでない場合において、被保険者が下山

予定期日後48時間を経過しても下山しなかったときは、保険契約者または被保険者の 親族もしくはこれらに代わる者が次のア.からウ.までに掲げるもののいずれかに対 して、被保険者の捜索を依頼したことをもって、遭難が発生したものとみなします。

ア. 警察その他の公的機関

イ. サルベージ会社または航空会社

ウ. 遭難救助隊

- ④ 責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合
- (2)(1)①または②における発病の認定は、医師の診断によります。
- (3)(1)において、被保険者が保険期間の末日の翌日から7日以内に旅行行程を終了した場合は、その被保険者に対する責任期間は、その被保険者が旅行行程を終了した時に終わります。

(注1)入院

他の病院または診療所に移転した場合は、移転のために要した期間は入院中とみなします。ただし、その移転について治療のため医師が必要と認めた場合にかぎります。

(注2)疾病

妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病を含みません。

(注3) 山岳登はん

ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。

第2条(保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡し、第2章総則第1条(被保険者の範囲)に規定する被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

第3条(普通保険約款の適用除外)

普通保険約款第14条(保険契約の失効)の規定は適用しません。

第4条(重大事由による解除に関する特則)

傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害等級表型)、傷害死亡・後遺障害保険金補償特約(後遺障害保険金支払区分表型)、疾病死亡危険補償特約、治療・救援費用補償特約、入院一時金支払特約が付帯される場合は、普通保険約款第17条(重大事由による解除)(2)、(3)および(注2)から(注4)までの規定を次のとおり読み替え、この特約に適用します。

- (2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注2)を解除することができます。
 - ① 本人が、(1)③ア. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ② 本人以外の被保険者が、(1)③r. からウ. までまたはオ. のいずれかに該当すること。
 - ③ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていた場合で、(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当すること。
 - ④ 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、保険契約者に死亡保険金受取人として定められていなかった場合で、(1)③ア.からウ.まで

またはオ.のいずれかに該当すること。

(3)(1)または(2)の規定による解除が保険事故(注3)の生じた後になされた場合であっても、第19条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した保険事故(注3)による損害等に対しては、当会社は、保険金(注4)を支払いません。この場合において、既に保険金(注4)を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(注2) 保険契約

(2)①または③の事由がある場合は、その家族に係る部分にかぎり、(2)②または④の事由がある場合は、その被保険者に係る部分にかぎります。

(注3) 保険事故

(2)①の規定による解除がなされた場合は、その家族に生じた保険事故をいい、(2)②から④までの規定による解除がなされた場合は、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注4) 保険金

(2)③または④の規定による解除がなされた場合は、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.からオ.までのいずれかに該当する者の受け取るべき金額にかぎります。

第5条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

包括契約に関する特約(毎月報告・毎月精算用)

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第6条(通知)(1)の規定による通知に基づき当会社が算出し
	た確定保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条(特約の有効期間)

この特約の有効期間(注)は、保険証券記載の特約期間の初日の午前0時から末日の午後12時までの期間とします。なお、時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(注) この特約の有効期間 以下「特約期間」といいます。

第3条(被保険者の範囲および普通保険約款等の個別適用)

前条に定める特約期間中に旅行行程を開始する保険証券記載のすべての者を被保険者とし、被保険者ごとにこの特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を適用します。

第4条(暫定保険料)

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当会社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第2条(保険金を支払う場合)(4)の規定およびこの保険契約に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第5条(帳簿の備付け)

保険契約者は、被保険者ごとの目的地、保険期間およびその他の当会社の定める事項を記載した帳簿を備え、当会社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条(通知)

- (1) 保険契約者は、通知日(注)までに、1か月間の被保険者ごとの目的地、保険期間およびその他の当会社の定める事項を、当会社に通知しなければなりません。
- (2)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、その通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、次の算式により算出した額をもって各被保険者の保険金額とみなし、保険金を削減して支払います。

各被保険者 の保険金額 = 保険証券記載の被保険者 1名あたりの保険金額 遅滞または脱漏の生じた通知日(注) 以前に実際に行われた通知に基づい て、当会社が算出した次条の確定保 料の合計額

遅滞または脱漏の生じた通知日(注) 以前に遅滞および脱漏がなかったも のとして、当会社が算出した次条の 確定保険料の合計額

(3)(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、特約期間終了後であって

- も、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2) の規定に基づいて保険金が支払われている場合を除きます。
- (4)(2)の規定は、当会社が(2)の通知の故意もしくは重大な過失による遅滞もしくは 脱漏があることを知った時から(2)の規定により保険金を支払う旨の保険契約者に対 する通知をしないで1か月を経過した場合または遅滞もしくは脱漏の生じた通知日 (注)から5年を経過した場合は適用しません。
- (5) 保険契約者は、普通保険約款に定める場合の他当会社の定める通知を、情報処理機器等の通信手段を媒介として行うことができるものとします。

(注) 通知日

保険証券記載の通知日をいいます。

第7条(確定保険料)

- (1)保険契約者は、確定保険料を払込期日(注)までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日(注)後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)(2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当会社は、その確定保険料を 算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険 金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社 は、その返還を請求することができます。
- (4) 第4条(暫定保険料)の暫定保険料は、最終の払込期日(注)に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

(注) 払込期日

保険証券記載の払込期日をいいます。

第8条(普通保険約款の読み替え)

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

- ① 第1条 (用語の定義) の表の被保険者、保険期間および目的地の規定中「保険証券 記載」とあるのは「帳簿記載」
- ② 第10条 (職業または職務の変更に関する通知義務) (1)の規定中「保険証券記載」 とあるのは「帳簿記載」

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

指定感染症追加補償特約

第1条(指定感染症の追加)

当会社は、この特約により、普通保険約款別表1に掲げる感染症に以下を追加します。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症(注)

(注) 新型コロナウイルス感染症

病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華 人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新た に報告されたものにかぎります。)であるものにかぎります。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および付帯された他の特約の規定を準用します。

制裁等に関する特約

当会社は、この特約が付帯された保険契約において、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、当会社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。

- ① 国際連合の決議にもとづく制裁、禁止、規制または制限
- ② 欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限
- ③ ①または②以外の制裁、禁止、規制または制限